

司法修習委員会（第24回）議事録

1 日時

平成25年9月13日（金）午後3時から午後5時まで

2 場所

最高裁判所中会議室

3 出席者

（委員）井窪保彦，稲川龍也，鎌田薫，鈴木健太，高瀬浩造，高橋宏志（委員長），安井久治（敬称略）

（幹事）大須賀寛之，神村昌通，木村哲司，木村光江，小林克典，小林宏司，出縄正人，中里智美，廣上克洋，巻之内茂，松本裕，村田渉，山本和彦，吉崎佳弥（敬称略）

（説明者）日本弁護士連合会事務次長鈴木啓文（敬称略）

4 議題

（1）意見交換

司法修習の実情把握等について

（2）今後の予定について

5 議事

（1）委員及び幹事の交替

林委員に替わり，稲川委員が，小野寺幹事，小山太士幹事，谷幹事，天海幹事，小山紀昭幹事，松並幹事に替わり，大須賀幹事，神村幹事，木村哲司幹事，出縄幹事，廣上幹事，松本幹事が新たに任命された旨の報告

（2）報告

吉崎幹事から，法曹養成制度をめぐる情勢等について，政府に設置された法曹養成制度検討会議において，本年6月に最終取りまとめが行われ，その中で，司法修習生に対する経済的支援措置として，実務修習地へ転居を要する

者に対して移転料を支給すること，通所圏内に住居を有しない者を集合修習期間中入寮させること及び兼業許可基準を一定程度緩和することの3つの措置を講じることが最高裁判所に対して求められたこと，最高裁判所及び司法研修所としては，これら3つの措置を併せて実施することは司法修習生に対する経済的支援として一定の合理性を有するものであると考えており，その速やかな実施に向けた検討を進めているところであること等が報告された。なお，兼業許可については，上記最終取りまとめにおいて提言を受けた業務，すなわち，休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとした教育活動については，許可しても差し支えない場合が多いことから，取扱いを緩和することとし，司法修習予定者に対し周知する方針であることが報告された。

(高橋委員長)

ただいまの御報告について，御質問あるいは御意見等があればお願いしたい。

(井窪委員)

経済的支援の関係であるが，日弁連がいわゆる給費制の復活を強く求めていることは，当委員会においても折に触れてお伝えしてきたところである。この修習生に対する経済的支援の問題というのは，本来は法曹養成制度の全体像が固まったところで改めて検討されるべきことと考えている。法曹養成制度検討会議の取りまとめには，「今後，法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討する中で，必要があれば，司法修習生の地位及びこれに関連する措置の在り方等についても検討することが考えられる」との記載があるが，これは今申し上げたような趣旨を含んでいるものと私どもとしては理解している。ただし当面は，検討会議の取りまとめにおいて司法修習生に対する経済的支援として求められている3つの措置を講じることによって修習生の経済的負担の軽減を図っていただくことは，歓迎すべきことであり，また必要なことと認識している。

(高橋委員長)

3つの経済的支援措置のうち移転料の支給や集合修習期間中の入寮に関する措置と、兼業許可基準の緩和は質的にかなり違うもののような気がしている。何かその点について御質問や御意見があれば伺いたい。

法科大学院については、いろいろな法科大学院があっていい、個性あふれる法科大学院などと言われていた時代もあった。司法修習生に法科大学院で補助的な作業をしてもらい、それが兼業となって報酬を得るということがあまりぴんとこない。財源は、大学によってはOB会あたりから出してもらえるのかもしれないが、それにしてもそう大きな金額になるとは思えないのだが、いかがか。

(高瀬委員)

経済的な支援を何らかの形でやらなければならないというのは、そのとおりかもしれない。ただ、私の認識では、今まで司法修習生が時間的に余裕があるという報告を受けた記憶がない。兼業許可について推進するとなると、司法修習生にそれ相応の時間的余裕がないと難しいであろうと思う。今までは、修習生はあまり時間的余裕がないためにずっと勉強に走って、修習がもう一つだというような意見もあったりしたから、兼業するための時間的余裕はないと思っていた。そのように考えると、無理があるような印象を持つのだが、その点は大丈夫なのか。

(吉崎幹事)

お尋ねの点は、ごもっともな点があると思う。併せて、どういったニーズがあるかという実情も踏まえつつ、その業務の内容が、時間的に、あるいは業務量として、修習生にとって過剰な負担にならないかという点を見極めた上で、個別の事案に応じて検討していきたい。

(鎌田委員)

検討会議の一員でもあるので、若干責任を感じているところだが、この議論

が出たのは、給費制復活の論拠の一つが、修習専念義務を課して他のことを一切禁じている一方で、生活に必要な収入を得る道を閉ざしていることがおかしいのではないかと、というところがそもそもの発端だと理解している。そこで、給費制を復活できないのであれば、一切のアルバイト収入を禁ずるところを若干緩められるのではないかと考えたが、他方で、これも無限定になると、修習よりも収入を得ることに走る人が出てくるし、修習生にふさわしくないアルバイトというようなことも懸念されるということで、確かに生活の維持という意味ではほとんど役に立たないのかもしれないが、修習生が修習の実態を踏まえて法科大学院生に何がしか先輩としての講演をすることは、今はあまり好ましいことではないし、ましてや一切謝金をもらってはいけないと言われていたが、せめてそれぐらいのところは緩めていただくということはあるのではないかと、ということで、検討会議の取りまとめにおいてこのような表現で記載された。検討会議の議論の中では予備校での指導・採点を禁ずる趣旨でないことを確認する、むしろ、それはできるのだと記載すべきだというふうな意見も相当強くあったが、いずれにせよ、この点に関する運用については、司法研修所の方で、慎重に検討を進めていただきたい。

(高橋委員長)

兼業許可の在り方については、今後、実態を踏まえ、ニーズなどを調べながら検討を進めていくとのことで、ケース・バイ・ケースの判断になるのではないかと、ということであったが、また機会があれば御意見を賜ることがあるかと思う。

(3) 意見交換

司法修習の実情把握等について

(高橋委員長)

司法修習の実情把握等について、意見交換をお願いしたい。まず、吉崎幹事から司法修習の実情把握の状況についての御説明をお願いしたい。

(吉崎幹事)

先ほど御紹介した検討会議での最終取りまとめの前段階である座長試案でも司法修習に関して触れられるなど、司法修習、とりわけ、実務修習の在り方やその果たすべき機能が十全なものとなっているかについて、様々な意見がみられ、司法修習が、その指導理念に沿ったものとなっているかどうかについて、司法研修所事務局として問題意識を有し、早急に司法修習の実情の把握に努める必要があると考え、6月18日に開催された第24回司法修習委員会幹事会にお諮りし、司法修習の実情把握に向けた取組を行うこと、そのために幹事の皆様に御協力いただくことにつき了解いただいた。これを受け、司法研修所として、司法修習の実情を把握すべく、司法研修所教官からのヒアリング等やカリキュラムの分析を実施してきた。また、木村幹事長の御了解も得て、実務家幹事で構成するワーキング・グループを立ち上げた。その場において、これまで5回にわたり、司法修習、とりわけ実務修習の実情の把握と、それに基づく実務的な観点からの議論を行ってきた。

さらに、司法修習を担当する法曹三者においては、司法修習の実情把握のため、全国アンケート調査をそれぞれ実施したところである。このアンケート調査自体は司法研修所やワーキング・グループで行ったものではないが、質問内容の策定に当たっては法曹三者が相互に関与しており、アンケート結果はワーキング・グループにも報告されている。

司法修習の実情把握については、本来司法研修所において責任を持って分析、整理すべきところであるが、現段階ではその全てを分析、整理することができていないことから、本日は、法曹三者それぞれの立場から、調査結果から見て取れる司法修習の現状と課題について説明していただくよう依頼している。最高裁の立場から最高裁審議官の小林宏司幹事、法務省・検察庁の立場から法務省刑事局総務課長神村幹事、日弁連の立場から鈴木次長にお願いしている。この先の説明は各氏にお譲りしたいと思う。

(高橋委員長)

前回の委員会以降，6月に第24回幹事会が開催され，本日，この委員会の直前にも第25回幹事会が開催された。そこで，幹事会の議論状況について，木村幹事長から御報告をお願いしたい。

(木村幹事長)

本年6月18日に開催した第24回幹事会及び本日開催した第25回幹事会における議論の状況について御報告する。

第24回幹事会においては，先ほど吉崎幹事から御報告のあったとおり，司法修習の実情と課題について御議論いただいた上で，司法修習，とりわけ実務修習の在り方やその果たしている機能について，実情の把握を行うことについて，幹事の皆様方の御了解をいただいた。その後，司法研修所において修習の実情把握を行うとともに，ワーキング・グループが立ち上げられて議論がされてきたことも，吉崎幹事の御報告のとおりである。

こうした議論を踏まえ，本日，第25回幹事会を開催して議論を行った。小林宏司幹事，神村幹事及び鈴木次長からアンケート調査の結果等について御説明をいただいた上で，その内容を中心に議論が行われたこと，議論の収束までには至らなかったものの，今後もワーキング・グループで議論を続けていくこと，ワーキング・グループでの議論に当たっては，委員会，幹事会での本日の御意見を踏まえて行うことについて，幹事の皆様の意見の一致を見た。本日のこの委員会においても，以上を踏まえた御意見をちょうだいしたいと思う。

(高橋委員長)

それでは本日の幹事会でも御説明されたということであるが，この委員会でも改めて御説明をお願いしたい。

それでは順不同だが，まず最高裁の立場から小林宏司幹事からお願いしたい。

(小林(宏)幹事)

私からは、裁判教官からのヒアリング結果や、全国50箇所の本庁と立川支部を対象として行ったアンケートの結果の概要について紹介するとともに、これらの結果から見て取れる裁判修習の現状と課題について御説明する。

まず、分野別実務修習における指導の実情について御紹介する。修習生は、配属部の裁判官の指導の下、民事裁判であれば口頭弁論、弁論準備手続、和解手続等の傍聴、記録検討、起案及びこれらを踏まえた議論等を通じて、また、刑事裁判であれば公判廷や公判前整理手続の傍聴、記録検討、起案及びこれらを踏まえた議論等を通じて、司法修習生の知識、能力のかん養が図られているところである。アンケートによると、各庁からは、おおむね、裁判官から着眼点を指摘したり、修習生から問題点を報告させるなどして問題意識を持たせた上で具体的事件の修習に臨ませること等によって、訴訟運営等の実情を理解させるとともに、法曹として必要となる法的分析能力、事実認定能力、表現能力等のかん養することを指導の目標としている旨の回答がされており、新しい司法修習の意義、理念がどのように修習の指導に反映されているかを尋ねた質問に対しては、各庁から、法律実務家に必要とされる基本的かつ汎用的な能力を修得させることを念頭に置いて指導している、指導に当たっては、数多くの事件に触れさせる、書面の形式にはこだわらずサマリー起案を活用するといった回答が出されているところである。

次に、司法修習生が、司法修習の各課程を通じて必要な知識、能力を修得しているのかという観点から、ヒアリング結果やアンケート結果を分析する。

まず、実務修習開始後の早い段階に着目すると、裁判科目については、第1クール又は第2クールに、導入起案と司法研修所教官が各庁に出張して行う講評が行われているが、裁判教官からは、導入起案の段階では、1クラス70人のうち、3から4人程度、基本的知識におぼつかない者がいるとの実感が聞かれた。

この点に関する各庁の認識を見ると、各庁アンケートでは、分野別民事裁

判修習（又は刑事裁判修習）の開始時において、修習生に、修習を円滑に行う上で支障となるほど不足している知識・理解はあるか、あるとすればどのようなものかを尋ねているが、これに対しては、「不足なし」（不足している旨の指摘がないもの）が多いものの、項目によっては、「一部」の修習生にそうした不足があるといった回答が多いものも見られたところである。厳密には分からないが、先ほどの裁判教官ヒアリングでの実感と大きく異なるところはないように思われる。

そのような「不足」のある修習生に対しては、裁判教官ヒアリングでは、修習生に面談した際に具体的な勉強方法を指導したり、各庁の指導担当者に指導上の留意点を伝えるなどして、個別的に指導しているところである。そして、各庁アンケートにおいては、導入起案の効果を尋ねた一般的質問ではあるが、修習生の能力・理解の伸張があったと回答した庁が7割以上あり、少なくとも教官による導入起案及び講評というカリキュラムによる指導は、相応の成果を上げていることがうかがわれる。なお、その余の回答は、導入起案前の状況を把握していないので分からないという回答か、理由の記載のないものであった。

また、裁判実務修習終了時の段階に着目すると、修習終了時点において、修習生に対して、その時点において必要な知識・能力等を修得させられたと感じたかを尋ねた各庁アンケートでは、7割ないし8割以上の庁で「感じた」と回答している。

以上のことは、分野別実務修習を終了した後に、集合修習を行う立場にある裁判教官のヒアリング結果からもうかがわれるところである。すなわち、集合修習に来るまでに分野別実務修習等を経ていることにより多くの者はキャッチアップできている、集合修習時に法曹として修習終了させることに不安を感じる修習生は少数である旨指摘されているところである。

以上を総合すると、裁判実務修習開始冒頭段階で、修習に円滑に入るのに支

障となるほどの知識，能力が不足している者は一部の者にとどまっており，分野別民裁（刑裁）修習終了時には，大多数の司法修習生は，その時点における必要な知識，能力を修得していることがうかがわれ，そのことは，分野別実務修習を経た後に集合修習を担当する裁判教官の認識とも符合するといえることができると思われる。

もっとも，次のような課題が浮かび上がってきているようにも思われる。

新しい司法修習は，1年間という限られた時間の中で，幅広い分野で活躍する法律実務家に必要とされる基本的，汎用的な能力を修得させるための教育として，生の事件に触れ，個別の指導官の指導を受ける実務修習を中核としているところであり，事件を実際に経験することを通じて，事実調査能力，事実認定能力，法的分析能力，表現能力のかん養が図られているところである。

この点，裁判教官ヒアリングや各庁アンケート等を見ると，実地での臨床教育の意義，重要性については共通理解が得られていると思われるところもあるが，民事事件では，特定の事件の期日には一，二回しか関与することができず，事件がどのように展開していくか見てもらうのはなかなか難しい，刑事事件では公判前整理手続を断片的にしか見ることができず，手続の進展を十分に理解することができていないのではないかなどの指摘もされている。

また，各庁アンケートによると，平均起案通数については，民事裁判で3本から8本，刑事裁判で1本から7本となっている。

さらに，修習を円滑に行う上で支障となるほど不足している知識・理解についての状況が，クールによって違いがあるかという質問に対しては，5割強の庁が，クールを経るに従って能力の向上が見られる等として「違いがある」と回答したものの，「違いがない」と回答した庁も4割強あった。

司法修習委員会の議論の取りまとめや，司法修習生指導要綱（甲）第2章第1の3によると，法曹に共通して必要とされる基本的な能力の養成に焦点

を絞るなどの指導上の工夫を行い、質量ともに修習の実が上がるよう配慮することが求められており、複数の修習生同士で議論をする、既済記録を使用して起案指導をする等の指導上の工夫も行われているところであるが、引き続きこうした指導上の工夫等の取組を進めていく必要があると考えている。

また、分野別実務修習の実を上げるためには、修習生が実務修習に円滑に入ることができるよう指導をする必要があり、従前から、修習開始前後に導入的教育、例えば、修習開始前の事前課題の検討、修習開始後の導入起案とその講評やDVD教材の視聴等によって、法科大学院で学んだ法理論、実務導入教育と、司法修習における実地の修習との架橋を図ってきたところである。

もっとも、先ほど御紹介した、分野別民裁（刑裁）修習時に、実務修習を円滑に行う上で著しく不足している知識・能力の有無や程度を尋ねた各庁アンケートにおいて、民事裁判についての民事実体法の知識、要件事実の考え方、事実認定の基礎的知識・理解等、刑事裁判についての刑事訴訟手続の基本的知識、事実認定の基礎的知識・理解のように、「一部」の修習生に不足があるとの回答が比較的多かった項目も見られるところである。また、裁判教官ヒアリングによっても、修習生には、実体法の知識、要件事実、事実認定の基礎的知識・理解等について不足が見られる者がいる旨の意見が出されており、さらに、いわゆる下位層が広がっているのではないかとの意見も見られるところである。

そして、以上のような指摘がされる背景事情として、裁判教官ヒアリングでは、出身法科大学院ごとの教育状況の差異やこれに起因する知識、能力を指摘する意見があり、各庁アンケートにおいても同趣旨の意見が出されているところであるが、裁判教官ヒアリングの中では、法科大学院での学習から司法修習の開始までに時間が経っており、平均的な修習生は大部分を忘れてしまっている、刑事実務基礎が司法試験科目ではないため、修習生がリマインドする機会がなく知識の定着度が低かったなどの指摘もされているところ

である。

司法研修所としては、円滑に実務修習に入るための事前準備として、法科大学院で学んだこと等についての自学自修を促す冊子を配布しており、各庁における修習生ガイダンス等でもこの点を説明してきたところではあるが、今般の裁判教官ヒアリングや各庁アンケートを見ると、円滑に実務修習に入るための導入的教育の在り方が現状で十分なものであるかをよく検討し、十分でない部分についてはその問題状況に応じた対策を考えなければならないものと考えている。

(高橋委員長)

次に、検察庁の立場から法務省の神村幹事に説明をお願いしたい。

(神村幹事)

今回のアンケートは全地方検察庁と東京地検立川支部、合計51庁に対して行った。

検察実務修習開始時において司法修習生に検察実務修習を行う上で支障となるほどに不足している知識・能力があると思うかとの質問に対しては、全部の庁が「思う」という回答である。不足していると思う知識・能力とその割合については、例えば、検察の役割・機能に関する基礎知識が不足していると回答したのが41庁(全体の80.4%)、検察官の捜査・公判活動や検察実務に関する基礎知識が不足していると回答したのが46庁(全体の90.2%)、事実認定に関する基礎知識・理解が不足していると回答したのが48庁(全体の94.1%)であった。現在実施している導入教育の時期、期間についての質問に対しては、多くの庁が実務修習開始直後に1週間から2週間程度の導入教育を実施しているとの回答結果であった。

導入教育としてどのようなことを、どのような理由で行っているかという質問に対しては、検察の役割・機能、捜査・公判活動や検察実務の基礎知識及び捜査活動の具体的内容についての各講義は全庁で実施しており、大半の庁

が事件記録等を用いた模擬起案・講評を実施しているとの回答がされた。また、こうしたカリキュラムを組んだ理由として、例えば事実認定に関する基本的な検討方法等実務修習開始時に必要な知識等を修得していない者が多いため、こういうカリキュラムをやっているといった回答があった。

それから、現在実施している導入教育により不足している知識・能力を補うことができていると思うかという質問に対して、48庁（全体の94.1%）が「思わない」と回答している。「思わない」と回答した庁が挙げた理由としては、修習生の実務に関する理解や知識量が絶対的に少なく、実務修習開始時までに事実認定の手法や考え方が十分に学べていないとか、実務修習期間が全体に2か月しかなく、導入教育ばかりに時間を割くわけにもいかないといったことが挙げられている。

それから、法科大学院での教育を改善することにより、不足している知識・能力を補うことができると思うかという質問に対して、「思わない」という庁が46庁（全体の90.2%）という結果だった。「思わない」と回答した庁が挙げた理由としては、例えば、全ての法科大学院に実務家教員が派遣されておらず、実務家教員がいたとしても、実務基礎教育に十分な時間が取れていないため、検察の役割や機能、法曹三者の立場の違い等に着目した教育は困難であるといったものがあつた。

次に、実務修習開始前に一定期間、司法研修所による統一的な導入教育を行う必要があると思うかという質問に対しては、全ての庁が「思う」という回答をしており、そのように回答した庁に対する導入教育としての検察科目を必要とする理由や必要とする期間についての質問に対しては、検察科目に1週間から2週間で充てるべきとした庁が最も多く、導入教育を必要とする理由については、実務修習開始までに備えておくべき実務における手続の流れや検察の役割や活動に関する基礎知識、事実認定に関する基礎知識などについての理解を欠いているから、などといった理由が挙げられていた。

次に、各庁で実施している捜査実務修習の内容に関する質問に対しては、すべての庁において、捜査方針の検討や、被疑者の取調べ、警察官への捜査指揮事項の検討、処分の検討等を実施していると回答するなど、各庁において捜査方針の検討から終局処分までを経験させる捜査修習を行っている状況がうかがわれる回答結果であった。

続いて、捜査実務修習において、1つの事件につき何人の修習生を担当者として事件を配てんしているかとの質問に対しては、多くの庁が修習生1人に対して又は2人の班に対して事件を配てんしているとの回答結果であった。

それから、公判実務修習の実施状況についての質問に対しては、31庁は全ての修習生に公判実務修習を実施しているが、8庁では捜査実務修習をある程度終えた者にのみ実施、5庁では希望者のみに実施、3庁では全く実施していないとの回答結果であった。公判実務修習を実施していない理由については、3庁全てに共通していたのは、割く時間がないということであった。

選択型実務修習の実施状況に関する質問に対しては、多くの庁で検察としては捜査や公判実務修習の補完となるものや施設見学などのプログラムを提供しているという回答結果が出ている。実施時期についての質問に対しては、現在のままでよいとしたのは7庁にとどまっていた、「その他」というのが41庁あるわけだが、二回試験後というのがそうした答えの庁の最多数を占めた。

選択型実務修習の期間についての質問に対しては、46庁（全体の90.2%）が「適当だと思わない」と回答しており、それらが適当と思う期間をどう考えたかについては、全ての庁が現在の2か月よりも短い期間を適当と考えているという結果となった。そうした考えの理由としては、選択型実務修習の2か月間を全て選択型実務修習に充てている修習生は少数であるとか、プログラムの多くは本来全ての修習生が知識等を得ておくべき内容であって、分野別実務修習で全修習生を対象にするのがよい、といった意見があった。

検察庁が提供している選択型実務修習の意義についての質問に対しては、「意義があると思う」が8庁、「必ずしも意義があるとは思われない」とするのが43庁で、「意義があるとは思われない」と回答した庁の方が圧倒的に多いが、その理由は若干錯綜していて、やっていること自体に意義がないというよりは、分野別実務修習期間内に連続して実施するほうが効果的だからといった意見も出ている。また、選択型実務修習期間は二回試験に向けた勉強期間になっていて、取組に身が入っていないとの回答もあった。

司法修習生指導要綱（甲）に定める基本的かつ汎用的な技法と思考方法を修得させるという観点から、現在の検察実務修習によって、必要な技法・思考方法を修得させられていると思うかという質問に対しては、「思わない」と回答した庁が48庁に上っている。その主な理由としては、修習期間が短い上に導入教育に時間を取られて指導のための十分な時間がないといった回答があり、特に、公判実務を指導することができていないといったことも多くの庁が挙げている。

それから、こうした技法・思考方法を修得させるためにはどのようなカリキュラムを実施する必要があると思うか、そのためにはどの程度の実務修習期間が追加で必要になると思うか、との質問に対しては、期間については、一、二週間より長い期間を望んでいる庁がかなりあり、そうした期間を使って、現在より多数の事件処理とか公判修習、あるいは模擬取調べや模擬裁判などを行い、さらには、特定のカリキュラムではなく実務修習全体の期間を延長することが必要だとする意見があった。

最後の項目として、検察実務修習開始時における司法修習生の状況等について質問をしたが、資質、能力、知見等について、旧修習時代と比較して、修習生の中に差異があると思うかとの質問に対しては、「差異があると思う」と回答した庁が26庁と半数に達し、また、修習生間の差についても、44庁と、多くの庁は個人差が大きいと感じている傾向が出ている。出身法

科大学院によるばらつきがあると思うかとの質問に対しては、「思わない」と回答した21庁と「どちらともいえない」と回答した21庁で大多数を占めている。それから、こうしたばらつきについて検察実務修習終了時には小さくなっていると思うかという点については、これも「思わない」と回答した庁が27庁と過半数を占めているという結果である。

最後の質問は、修習に対する熱意は感じられるかというものであったが、「全体的に熱意が感じられる」という回答9庁と、「個人差はあるが熱意が感じられる修習生が多い」という回答38庁で大部分を占めていた。

以上の結果は、最初に申し上げたとおり分析はできていないが、特徴的な結果としては、検察実務修習開始時点で知識・能力が不足していると全ての庁が考えているという結果が出ていたこと、現在、各実務庁で導入教育はやっているが、これではまだ不十分だという回答がほとんどの庁からあったこと、現在の検察実務修習では必要とされている技法や思考方法を修得させることができていないとする回答が、かなりの数に上っていることが挙げられる。また、最後にもう一つ述べると、全ての庁が、統一的な導入修習を一定期間司法研修所でやる必要があるという回答をしていたという結果であった。

(高橋委員長)

続いて、日弁連から鈴木次長にお願いしたい。

(鈴木説明者)

日弁連は、弁護士会に対するアンケートと、個別指導担当弁護士に対するアンケートを実施した。今日はその中から幾つかピックアップしたものを説明させていただく。

弁護士会に対するアンケートの回収状況であるが、全弁護士会・多摩支部の53会から回答が来ているが、本日の集計は52会の分である。また、個別指導担当弁護士は全国で1,902人いるが、その内1,087人から回答が来ている。ただし、集計が間に合っている分が758人分、全体の約4

0%であり、これから御説明するアンケート結果はまだ途中のものということで御理解いただきたい。

まず、司法修習によって修得すべき知識・能力の目標を定めているかという問いに対し、弁護士会の方で「定めている」と回答したのは7会、「特に定めていない」と回答したのが44会であり、これは一つの課題かと思われる。個別指導担当弁護士のほうでも弁護士会から「示されている」が202人で、「示されていない」が529人であった。

それから、分野別実務修習における各分野の指導準則第3の1の(2)では、「配属会の司法修習委員会と担当弁護士は、緊密に連絡協議し、指導方法の研究及び向上に努める」とあるが、弁護士会と個別指導担当弁護士の間でこのような工夫が行われているかということについて、「工夫している」が22会、「特に工夫していない」が28会あった。会として過半数が特に工夫していないことになり、この点も一つの課題だろうと思われる。

次に、新第61期以降、司法研修所による統一的な導入的修習がなくなり、第66期弁護導入講義が実施されるまで、すなわち新第65期までの間で、弁護実務修習開始時に司法修習生に弁護実務修習を行う上で支障となるほどに不足している知識・能力があると思ったことはあるかという問いに対し、弁護士会の方では、「思ったことがある」と答えたのが31会で6割、個別指導担当弁護士の方でも、「思ったことがある」と答えたのが262人、34.6%であった。ただ、個別指導担当弁護士の方では、「思ったことがない」と答えたのが352人で、半分程度が「思ったことがない」という答えであった。また、「わからない」と答えた個別指導担当弁護士も135人いた。

続いて、前の質問で「思ったことがある」と答えた場合のみ回答するということで、第66期で実施された弁護導入講義が、弁護実務修習を受ける上で支障となるほどに不足していた知識・能力の全部または一部を補うことがで

きる内容だったと思うかという問いに対し、弁護士会は、「思う」と答えたのが17会、32.7%、「わからない」と答えたのが15.4%であった。個別指導担当弁護士の方も、「わからない」と答えたのが21.5%であった。

また、弁護実務修習を受ける上で支障となるほどに不足している知識・能力があると思ったことがあるかとの問いに「思ったことはない」と答えた方に対しその理由を尋ねる問いで、「法科大学院教育が十分であったから」という理由については、「当てはまる」と答えた弁護士会が1会、「当てはまらない」と答えたのが5会であった。個別指導担当弁護士は、「当てはまらない」と答えたのが273人、「当てはまる」と答えたのが70人であった。また、「弁護士会独自の研修で補えたから」という理由については、個別指導担当弁護士で「当てはまらない」と答えたのが218人、「当てはまる」と答えたのが125人であった。

弁護導入講義によって司法修習生が弁護実務修習を行う上で必要な知識・能力が備わり、または深まったと思うかという問いに対しては、「思う」と答えたのが弁護士会の方が28会で半数以上であり、個別指導担当弁護士の方は「わからない」と答えたのが419人で半数以上という結果であった。

実務修習開始前に一定期間、裁判・検察・弁護修習について、統一的な導入的修習を行う必要があると思うかという問いについて、弁護士会は「思う」と答えたのが48会で、9割を超えている。個別指導担当弁護士の方は616人で、8割を超えている。

この「思う」と答えた方に関し、その期間と場所について質問した。期間について、弁護士会の方では「1か月以上」と答えたのが14会で26.9%、「2か月程度」と答えたのが21会で40.4%、「2か月以上」と答えたのが7会で13.5%という回答結果であった。個別指導担当弁護士の方では、「1か月程度」と答えたのが114人で15.0%、「2か月程度」と

答えたのが238人で31.4%，「2か月以上」と答えたのも193人，25.5%であった。また，その場所としては，司法研修所と実務修習地，その他という形で質問したが，弁護士会，個別指導担当弁護士のいずれも「司法研修所」で行うべきだと考えていることが分かる回答結果だった。「実務修習地」と答えたのは，数がかなり少なかった。

弁護実務修習終了時において，司法修習生に必要な知識・能力を修得させられたと思うかということをお個別指導担当弁護士に尋ねたが，修得させられたと「思う」と答えたのが238人で31.4%，「思わない」と答えたのが244人で32.2%，「わからない」と答えたのが274人で36.1%と，ほぼ3分の1ずつという結果であった。

「弁護実務修習の内容をより充実させるという観点から，個別指導担当弁護士による指導の下，司法修習生に行わせたい修習内容はどのようなものですか（法改正の要否は問いません。）。」という問いに対する回答中，特に法廷に関する部分を紹介すると，法廷の同席のみだと答えた方は少なく，弁護士会の方は14会であり，そうではない，他にもやらせるべきだというのが34会であった。個別指導担当弁護士の方も507人，66.9%が他にもやらせるべきだと答えた。それ以外の修習内容については，時系列表の作成，論点整理資料の作成，尋問事項書の下書きといったものは「当てはまる」と答えた会が多かった。個別指導担当弁護士の方も，時系列表の作成は49.9%，論点整理資料の作成は64.8%，尋問事項書の下書きは69.3%の方がやらせてもよいのではないかと答えている。それに対し，主張の陳述，証拠書類等の朗読・提示，尋問は，ここまでは無理だろうという方が多かった。

続いて，選択型実務修習の期間，つまり2か月間であるが，これについてどのように思うかを聞いた。弁護士会の方では，17会が「長い」，14会が「ちょうどよい」と答え，「短い」と答えたのは2会であった。また，「わ

からない」と答えたのも18会あった。個別指導担当弁護士は「わからない」と答えたのが圧倒的に多くて、414人、54.6%であった。「長い」、「ちょうどよい」、「短い」と答えたのが、それぞれ14.1%、14.2%、12.4%と、あまり違いがないような回答結果になっている。

それから、現行修習時代の司法修習生、つまり第59期以前あるいは現行第60期から現行第65期と、新修習時代の司法修習生、新第60期以降とで変わったと思うかという問いをした。弁護士会は、「変わったと思う」と答えたのが26会であり、「わからない」と答えたのも16会、30.8%であった。個別指導担当弁護士も400人、52.8%が「変わったと思う」と答えており、「わからない」と答えたのも33.4%あった。

司法修習生は、新司法修習が開始した当初のころの司法修習生（新第60期・新第61期）と、最近の司法修習生（新第65期・第66期）とで変わったと思うかという問いに対し、弁護士会で「思う」と答えたのが18会、34.6%であった。個別指導担当弁護士の方は207人で、27.3%が「そう思う」と答えた。ただ、個別指導担当弁護士は「思わない」と回答したのも23.7%あり、また、「わからない」が46.7%であった。

現在、概要を取りまとめているが、最初に言ったようにまだ回収した分を集計し切れておらず、また、分析も緒についたところであるので、完成した際には、また御報告させていただきたい。

（高橋委員長）

修習の在り方について、どうしたらよいかという改善策も考えなければいけないが、それは次回以降ということにさせていただき、本日は、アンケートやヒアリング結果についての意見交換、フリーディスカッションを中心にしたい。

（鈴木委員）

私は実際に動き出した新修習はほとんど見ていないが、以前制度改正に若

干関わったという立場で御質問をさせていただく。

新司法修習になって、分野別実務修習期間が従前の4か月ずつから2か月ずつとなったが、その点について一番心配したのが、絶対的な時間の不足、あるいはその庁の事件の動向により、個別の修習生について修習内容にばらつきが生じてしまうのではないかということであった。裁判修習に関するアンケートによると、例えば、どのくらい起案をしているかという質問について、民裁は最低でも3本位というものだったが、刑裁は1本から7本ということで、かなり幅が生じているようである。しかも、個人についてであればそういうこともあり得ると思うが、庁としての平均が1本から7本というのは、なぜそんなに差がついてしまうのかという気がする。どの辺に原因があるのかという点が、まず、第1点である。

それから、これは民裁も刑裁も同じようであるが、クールが進むに従って能力が上がっているかという質問に対して、上がっているという方が半数を超えているようであるが、そうでもないというのが4割を少し超えているぐらいある。もちろん分野別実務修習であり、別々の分野であるので、前に行った修習が後の修習に役に立つとは必ずしも言えないとは思いますが、常識的に考えれば、別の分野でも実務的な考え方等に共通したところがあるので、当然、クールが進んで司法修習生が実務を経るに従って従前の実務修習の効果が上がり、後になればなるほど実務的な知識・能力が上がるのではないかと思うが、四十何%ほどの回答が必ずしもそうとは言えないというのは、どうしてなのかと思う。もし何かおわかりになれば教えていただきたいと思う。

(小林(宏)幹事)

2点御質問をいただいたが、あまりはっきりしないところも多い。

まず、平均起案通数の点だが、刑裁において、1庁ではあるが平均起案通数1本という庁もある。この具体的な事情は、率直に申し上げてよくわからない。ただ、新修習になるに当たり、期間は短くても数多くの事件に当たらせ

るように、例えば、一つの事件を複数の修習生にやらせるといった様々な工夫をすべきであるということでは言われていた。今後、もう少し工夫をしつつ、庁によるばらつきをなくしていくことが必要になってくると思っている。

2点目の、クールによって能力不足の状況が変わってくるかという点だが、どちらかというところの多くの庁の回答は、違いが生じているとしており、基礎的なところは大分力がついてくるのではないかというところだとは思いますが、他方において、違いがないという庁もある。ここも率直なところ、よくはわからないところがあるが、推測するに、どの部分を見ているのかというところで違っているのかもしれない。例えば、能力の不足も個々の能力ごとに違いがあるもので、ある能力について見て、この能力に関して言えばあまり違いが生じないというところがあるかもしれない。あるいは修習生全体を見ているのか、個々の修習生を見ているのか、といった違いも考えられ、そのあたりの見方の違いが前提にあるのではないかと思われる。ただ、裁判教官ヒアリングでは、クールを経るごとに力がついてきているという印象が述べられており、全体的に言うとそのように言えるのではないかと思われる。

(木村幹事長)

幹事会での議論も少し御紹介しながら発言したい。

1点は、私もロースクールに所属しているので、少しショックな数字であったが、司法修習生の修習開始時の能力が不足しているかという問題について、裁判所と弁護士会のアンケートからは、比較的温かい目で見えていたのではないかなという気がしたが、検察の方のアンケートでかなり厳しい数字が出ていて、不足している知識・能力があると思うかという問いに対して全ての庁で「思う」と言われてしまっているという状況であった。そこで、先ほども幹事会で少し議論が出たが、なぜこれほどの差が出るのかということについて、検察修習の特殊性というものはあるのではないかという御指摘をちょうだいした。確かに、検察修習では動いている事件を扱うという意味で特殊で

あり，司法修習生に対する要求水準も少し違って来るかもしれないというように話もあったが，それにしてもこれほど差があるのかと，私自身はショックを受けた数字であった。

それから，導入的な教育はそれぞれの庁で非常に工夫してやっていただいているが，それに関し，検察のアンケートにおいて，現在実施している導入教育によって，不足している知識・能力を補うことができるかという問いに対し，ほとんどの庁が「思わない」と回答したとの報告があった。現在検察で実施されている導入的な教育ではうまくいかないということで，やはり統一的な導入教育が必要ではないかという意見が強いようだが，幹事会では，それでは司法研修所でやればうまくいくのかという質問があった。それに対しては，実務庁での導入的な教育では，その担当者の経験や能力によって差異が生じてしまうところもあるという御説明があったが，導入教育の内容としては講義が多いということであるので，個人的な感想ではあるが，担当者によってそれほどのばらつきがあるのかという感想を持った。

(高橋委員長)

司法修習生が円滑に修習に入るのに必要な基本的な知識・能力が不足しているかという質問の中で，「検察官の役割」に関する知識という項目が出てきたが，法科大学院を出ていながら，「検察官の役割」をきちんとわかっていないというのは，具体的にはどういうことを指すのか。

(神村幹事)

まだ深く分析もしていないし，アンケートでは聞いていないという点があるので，推測になってしまうが，一つ，こんな話があり得るのではないか。検察官というのは公平な立場で刑事事件を処理して，適正な刑罰権の行使を実現することを職責とするが，そうでなく，できるだけ有罪を獲得して，できるだけ重い処罰をとるのが優れた検察官であり，それが検察の目的であって，検察官というのは一方当事者の偏った立場で処罰を求めるという方に傾

いた形で職務をすればよいと誤解している修習生がいて、そういう形で事件の処理をしようとしたりする例がある、という話は聞こえている。

(高橋委員長)

法科大学院を出ていながら、そういうものかなという気もするが。

(高瀬委員)

アンケート結果の御説明を聞いていると、まるで別世界があるように見えてしまうが、今までの委員会の議論では、そういう状況があったとは感じていなかった。

確認したいのは、こういうアンケートに対して答えるときに、何か文化の違いというのはないのか。例えば検察の方の質問事項はall or noneの聞き方になっているようだが、教育をしている以上何も不足がないということはなく、不足があるから教育をするのだという見方もあるから、こういう答えが出てしまうのかもしれない。ただ、そういう文化的な違いが背景になくてこういう結果が出るという話になると、まるで予想外の状況になっていたという話になり、何かしらの抜本的な対策をとらなければならないという話になるし、こういうアンケートに対しての答え方の文化が少し違うという話になれば、その部分も加味して検討すればいいという話になると思う。やはり御説明のあった数字だけを聞くと、ショッキングというか、アンケートをやって、これだけの結果が出たことは過去に経験がないので、アンケートでもこんな結果が出るのかと思って驚いているところだが、そのあたりは私も全くの門外漢でありよくわからないので、少しお聞かせ願いたい。

(神村幹事)

検察のアンケートについて、こういう結果が出たということが一つの示せる事実であるから、下手にそこを私が推測したり解釈するのはいかがかと思う。しかし、例えばこんなこともあり得るという点は、議論のためにお示ししたいと思う。一つは、先ほど幹事会での御説明としても出ていたが、検察

の実務修習が、特別な性格を持っているという点がある。それは、事件がまだ起こったばかりで、これから証拠等が集まっていくが、どのような事実関係が明らかになるかわからないというところも含めて最終的な処分も全然わからないし、まさに生の証拠がこれから集まってくる、あるいはある程度集まっていますが、これから集まる証拠、それこそ自分が検察官の代わりに話を聞いた相手から出てくる供述次第でどうなっていくかわからないところで具体的な事件を処理する、そういう検察実務修習の性格がある。かつ、もう一つ、直接相手から事情を聞く、実際に取り調べるということをやり、しかも被疑者であれば場合によっては逮捕されているということで、強制力を行使されている相手から話を聞かなければならないし、被害者の方から聞くとすると、その被害者の心情に配慮しないといけない。そういう実務修習の形態であるから、やはりそういうことをある程度わかってもらっていないと、実務修習を修習生に経験させられないというのはあると思う。その辺が、やはり少し特殊だと思う。さらには、終局処分まで修習として検討させるとしても、実際に動いている生の事件を扱うのでそこで出てくるものについては、その程度の法的分析でいいか、事実の認定はそれで本当に大丈夫なのか、適正手続についてもそれで大丈夫なのか等、何か質的に違う求めがあるということもある。

また、今の環境が、実務修習なり司法修習を見直すべきではないかというような大きな議論がある中でのアンケートというのもあって、それならばこう回答しようというのも、もしかしたらあるのかもしれない。

(鎌田委員)

私も御説明いただいたアンケートの結果には、今の高瀬委員とは別の観点で非常に違和感がある。

これまでは、ここでの議論の中で、今の検察修習が全く効果を上げていないみたいな議論はあまりなかったと思うが、御説明を聞くと、今の制度ではも

うだめだと言わんばかりのアンケート結果であり、これが突然出てきたというのは非常にショックを感じた。法科大学院生が生の事件を経験していないのは当然のことで、だからこそ実務修習をやるのであって、これから実務修習に入る前提が欠けているという答えとはあまりなじまないのではないかと感じた。実務の経験がないからできないというのは当然のことであり、それ以前の法的な理論等についての基礎的な学問をきちんとやってきたかどうか、法科大学院に期待されているところなので、それとは違う観点で、司法試験に合格しただけでは足りないものがたくさんあると言われても、今の御説明を伺った限りでは、何かかみ合っていないような印象も持った。

(神村幹事)

おっしゃられることは全くそのとおりであり、法科大学院の実務基礎教育でやってくれという話ではない。そこは次元が違って、それでは結局、どこでやるかという話である。今、各検察庁が実務修習の具体的な事件をやらせる時間を削りながら、各庁で4クールごとに導入修習みたいなものを行っているが、それだと非効率であるし、先ほども出たが、やはり中小地検の、検事が数人しかいないようなところでは、修習指導者の能力の問題もどうしてもあって、効率的かつ一定の質を確保したものを修習の方でやるべきであり、検察の特殊性に鑑みた教育を法科大学院にやってくれというのは、元々少し違おうだろうと思っている。

(稲川委員)

私も、この新しい修習制度が始まる際に、司法研修所でこういう導入的な教育を検討したという経験もあるとともに、現在、司法修習の検察実務の方での現場の責任者という立場でもあり、このアンケート結果には、ある意味非常にショックを受けている。特に研修の効果が出ていないということになると、それでは、修習指導で一体何をやっていたのかと、これは抜本的に少し検討しなければならないという感じを率直に受けた。導入的な教育がもっ

と必要だという観点は、我々の経験からすると理解できる部分は非常にあるが、出た後の2か月ぐらいでどうかというのは、これはやっぱり我々にとってもかなりショックな問題だと思っている。

ただ、私の経験で、こういう数字が出やすい傾向というのは、かねてより予想はしていた。なぜかというと、前期修習があった時代に検察教官室等である議論しながら一斉に教えている中で、さっき出たように、検察官に対する認識、立場、役割ということの誤解というのが非常に多いというのを痛切に感じていた。それに対しては、自分のいろんな経験談、体験談というような雑談みたいな中で、実際はこんなことをやっているということを、理屈ではなく事実の問題として体験を通じて教えていた。そういうコマが二つぐらいあると、やっと「ああ、そういうものなんだ」とわかってもらえるようになり、そこから検察の考え方とか、捜査のやり方とか、事実認定が刑裁とどこが違うのかというようなことを教えていくことができる。そのようなことは、法科大学院で実務家が行って指導したとしても、十分な時間があればできるかもしれないが、なかなか難しいのだろうと思う。

一方で、刑事裁判と比較すると、やはり法律科目としての刑法や刑訴法は学んできて、ある程度、最終的な事実が確定しているところの法の当てはめというのは、ロースクールである程度はやってくるのだろうと思う。そうすると、現場に入ってきて、刑事裁判修習であれば、法廷傍聴と与えられた記録を見て検討して起案をし、それを評価してもらおうというのが修習生にとってつながりやすいことは、もともと予想されていた。

ところが、当事者の側で一番大事な、事実調査能力や、問題になっているいろんなトラブルを抱えている人や被疑者と接触するためのコミュニケーション能力とか、被害者との対応能力とか、あるいはそういった能力というだけではなくて、それに携わるいろいろな手続とか、どんなことを言っているのか悪いのかとか、あるいは事後的にどんな通知をするかといったことまでは、

とても教えられない。しかし，そういう一般的なものをまずきちんと教えておかないと，検察庁に来て講義が多いのではないと言われても，やはり生の事件をやらせているのだから，証拠品一つを借りるのにどういう手続が必要か，記録を借りるのにどうやるのか，最初に被疑者と接してどういう対話をするかといったことを現場で教えないと，いろんなトラブルを起こしてしまう。今，被害者の問題でも，それが生の事件なので，大きな問題になるということもあり，実務庁でも，研修とはまた違ったイロハ的なことをきちんと教えてからでないと，取調べなどができないということがある。そうすると，どうしても現場では，そういった刑法とか刑事訴訟法とか事実認定とは違うレベルのことも教えないといけないから，その前段階のところは，最低限，集合修習で徹底的にやってもらいたいという気持ちがあるのはよくわかる。

しかし，ここまでの欠陥があるのかどうかというのは，私はよくわからない。少なくとも東京地検で見ている限りでは，我々もその辺を意識して，前期修習ではこういう形で教えていたということを指導するように，いろいろやってきていたということはある。

もう一つは，先ほど少し違う話が出たが，この数年間で刑事司法が裁判員裁判の導入を始めとしていろいろ変わってきている中で，被害者関連の問題などもマスコミで大きく取り上げられるなど，思った以上に現場に大きな負担がかかっている。以前に比べ，司法修習を担当している指導官も含めた組織全体として，司法修習に足りない部分を全体でカバーする余力がなくなっている感じもする。そういう背景があって，このアンケートが，先ほど言ったこのタイミングで行われたということもあり，今本当に苦しいという気持ちが少し入っているように感じた。

(神村幹事)

今の，修習の実が上がっていないという話に関し，検察のアンケートでは，

必要な技法，思考方法を修得させるために追加で必要となる期間に関する質問をしているが，これに対しては，5庁は1週間未満で足りると回答している。さらに，12庁が一，二週間あれば足りると言い，二，三週間あれば，さらに6庁が足りると言っている。つまり，その程度まではもちろん実は上がっていて，もうちょっとやりたいというのが，このアンケート結果だと見ることできると思う。

(鈴木委員)

検察庁において，導入教育にかかる期間が一，二週間と，結構長くやっているというのが私の正直な感想だったが，それでも不十分であると回答されている。しかも，アンケート結果によると，最後の段階で，基本的かつ汎用的な能力を修得するという目標も十分達成されていない。そうすると，結局はトータルの修習期間が短いということに尽きてしまうのかという問題があるかと思う。

また，アンケート結果では，司法研修所で導入研修を導入した方がいいということであるが，その理由は，やはり現場だと負担が重いということなのか。導入研修をやるとしても，現場でなぜできないのか，むしろ生の事件が近くにあるところで導入研修をやったほうがいいのではないかという気もするのだが，アンケート結果だと，導入研修の場は司法研修所という回答がずっと多い。そこはいかがであろうか。

(神村幹事)

これも推測というか，個人的な見解ということにならざるを得ないと思うが，一つは，先ほど申し上げたように，導入修習は，非常に小さい庁も含めると，指導体制・指導能力の点で，各庁にやらせるとなると問題があるというのがあり，もう一つは，4クール全部やるよりは，司法研修所で一括して，もしくは2回ぐらいに分けてやった方がずっと効率的だというのがあり，さらに，内容として，やはり法曹三者のそれぞれの立場というのをもう一回，

実務を前提に理解してほしい。その中の検察は何かというのを理解するためにも、例えば法曹三者で模擬裁判等を導入教育でやってほしいという希望が実際に出ているが、各実務庁会でその体制をつくるというのは、かなり難しいであろう。

(高橋委員長)

揚げ足を取るような質問になって申し訳ないのだが、弁護士の方々は、修習生が来て、弁護士はとにかく依頼者を勝たせればいいのだと、そういう認識を持ってきて困るという、そういうことはあるのでしょうか。

(井窪委員)

私が答えるのが適切かどうかわからないけれども、弁護士の仕事というのは、生の事件の中で、依頼者や、相手方、被害者といったいろいろな立場の方々と向き合って、実社会で生起する問題を解決する仕事だと思う。そういう意味からすると、かなりいろいろな経験と、広い視野と、公平な見方ができなければいけないことももちろんではあるが、それとともに、弁護士に特有の考え方や技法というものも必要となる。例えば法律的な知識があって、それを振りかざすだけでは、相手方はもちろん、依頼者だって説得できないし、最後の最後、依頼者を説得するときには、裁判所のような判定者の立場で当事者と接するだけでは、依頼者は弁護士の言うことを聞いてくれない。弁護士には、そういった民間で紛争を解決するという意味において、特殊な位置づけがあり、弁護士としての考え方、あるいは弁護士としての特殊な技能というものは、絶対に必要だと思う。それは簡単に身に付くものではないし、私も含めて、一生の課題だと思うのだが、少なくとも修習生は、そういう難しさがあるのだということを理解しなければ、世の中に出すべきでないというのが、我々指導をしている者の共通の思いだろうと思う。それを学ぶのが分野別実務修習の場であり、生の事件の中で、先ほど申し上げた依頼者や相手方や被害者や、いろいろな立場の方に接することによって、変な言い

方だが、その風圧を感じながら、難しさを体得していくという面がある。修習生を指導されている指導弁護士の思いは同じだと思うのだが、それに徹したい、つまり修習生を生の事件に関与させることによってそういうことを学んでほしい、逆に言うならば、それをしないで学べることは、全て実務に来る前に学んできてほしい。これが2か月に短縮された中で実務修習に取り組んでいる全国の指導担当弁護士の先生方の共通した思いだろうと思う。

弁護士会のアンケートで、統一的な導入修習を行う必要があると思いますかという質問に対して、弁護士会の48会、担当弁護士の8割以上が「必要だと思う」と言っておられるとのことだが、それは私が、いろいろな弁護士会の各単位会の修習委員の先生方、あるいは全国で指導担当をされている弁護士の方々とお話しして、やはりそうだったのかということで、決して意外な数字ではなかった。

こういった新しい制度をつくっていく中で、各地の指導担当弁護士の方々に少ししわ寄せが行ってしまった、いろいろな制度的な難しさの負担が、肝心の実務修習の方に行ってしまったという気持ちは、正直申し上げて感じている。

(高橋委員長)

先ほど、我々の司法修習委員会に伝わってきた情報と今回のアンケート結果が、裁判所、弁護士会は、ある程度想定範囲内だったが、検察はびっくりするようなものが出てきたとの御指摘もあった。

弁護士のアンケート結果によると、弁護士会と指導担当弁護士とで回答結果が結構違う。新第65期までの間で、弁護実務修習開始時に、司法修習生に弁護実務修習を行う上で支障となるほどに不足している知識・能力があると思ったことはあるかということ、弁護士会としては6割ぐらいが「ある」、しかし、指導担当弁護士だと3分の1ぐらいに減る。まだ分析はしていないというお話であったが、これはどう理解すればいいのだろうか。

(井窪委員)

ワーキング・グループの中でさらに分析をされるということなので、是非お願いしたい。

ただ、私は必ずしも理解できないわけではなく、あくまでも推測であるが、前回か、前々回か、弁護導入講義の3時限目で民事保全を取り上げた時に、「そのようなことはロースクールでとっくに習ってきたのに、なぜそんな初歩的なことをやるのですか。」という反応もあれば、「さっぱりわかりません。」という反応もあったという、ばらつきがあるということを申し上げたと思うが、例えば、「さっぱりわかりません。」という修習生が実務修習に来たとして、これではもう全然実務修習に堪えない、ロースクールや研修所は何を教えているのだと思う先生もおられれば、この修習生はロースクールでたまたまそういうことを教わる機会がなかったのだと思う先生もおられる。その際に、それではせっかくだから、この事件を通して自分が教えてやろうと思う先生がいるかもしれない。このアンケートの評価は難しいが、そういった指導担当弁護士の考え方によって回答が違ってきても、不思議はないと思う。

ただ、制度の建前から言えば、実務修習とは、そういうことを教える場ではなからうと思う。もっと違うことを教えてほしいとなった場合、単位会の立場としては、そういう修習生が来て、水準を平準化することに労力を取られるのは、やはり制度として問題ではないかと思うだろう。そうすると、弁護士会の方が厳しい結果になるのはあり得ることである。ただ、もちろん私が申し上げたのは、一つの解釈、推測であって、違う解釈も当然あり得るので、そこは今後またワーキング・グループでいろいろ御検討いただければと思う。

(高橋委員長)

全ての法科大学院を知っているわけではないが、法科大学院の方も、コミュニケーション論というのはかなり力を入れている。リーガルコミュニケー

ションという科目に関しては、必修でない大学も結構あると思うが、個別の授業の中でも、そういうことはかなり注意していて、そこに関心が向かうように指導をしているはずである。私であれば、民事訴訟法の授業をしている中で、傍聴席に依頼者がいることを前提にして、いろいろなことを学生に質問したりする。例えば、一番低次元な話は、予習していませんという学生に対しては、「後ろに依頼者がいて、そんなことが発言できるか。」というようなことをして活を入れたりするし、法的な知識は持っていなければいけないけれど、それを常に使うことがいいわけでもないというようなこともそれなりに教えている。そして、依頼者が本当のことを言っていると思っはいけないのだとか、弁護士の最大の敵は依頼者だとか、いろいろ言っている。だから、抽象的には法科大学院の学生はそれなりに耳にしている。ただ、「どこかで聞いたな。」という程度であって、実際に修習に行く時には、それがどうなるかはわからない。まだ身に付いていないということなのだろうが、先ほどの鎌田委員の御指摘のとおり、まさにそれをやるのが実務修習であり、ある程度抽象的なことは法科大学院で頭に入っていて、修習に行ってみて「ああ、あれがそうだったのか。」ということぐらいはできているように思う。私の判断は甘いかもしれないが。他の法科大学院の先生にもお話しいただければと思う。

(山本幹事)

私も、同様の印象を持っている。ただ、法科大学院の学生は、徐々に少し変わってきているところがあって、これはいろいろなところに書かれているが、別に司法試験だけではないと思うけれども、当初のころは、委員長が先ほど言われたように、当事者的視点、依頼者との関係といった、客観的な立場に立った法律解釈、判例とかだけではないところもやっていくのが法科大学院だという意識を非常に強く持っていて、それに対して、学生もある意味では非常によくついてきて、そういう新しいことが始まったのだということ

るがあったと思うが、ちょっとその空気が変わってきている部分がある。そういう意味では、今委員長が言われた、頭を通り過ぎていくところがあり、今までは頭に残っていたのが変わってきていて、そういうことを言っても、「ああ、またそう言っているな。」というぐらいで、むしろ「判例はどうですか。」とか、「これが正解ですか。」という学生が確かに増えてきているところがあるという感じは持っている。ただ、もちろん私自身も法科大学院で教えている身として、今回のアンケート結果にある、実務修習開始時において不足しているいろいろな能力の指摘というのは、かなりショックで、法科大学院の事情からすれば、そこまでなのかという感じはしている。

(木村幹事長)

これは幹事会で出たことではないのだが、検察のアンケートで、選択型実務修習について触れられているが、今まで幹事会でも委員会でも、選択型修習にはものすごく力を入れて、非常に時間をかけてその充実策を議論し、それこそ三者とも工夫して充実してくださっていると思っていたのだが、意義があるとは思わないと言われてしまって、しかも、二回試験の後の方がよいのではないかという意見が非常に多いというのを伺って、選択型実務修習は新修習の目玉のようなものだと思っていたので、これはこれでちょっとショックであった。

(高橋委員長)

そのあたりは、検察庁は少し違うのかもかもしれないと思っている。司法修習の実情については、司法修習が法廷実務家の養成に相変わらず固執しているという批判をされることがあるが、選択型実務修習は、そうではないということを示す一つの証拠、そういう要素がある。ただ、検察官から見ると、そういうところが見えにくいのかもかもしれない。

(神村幹事)

選択型実務修習については、これもよく分析してみなければわからないが、

アンケートで選択型実務修習の期間はどのくらいが適当かとの質問に対して、1か月程度、1か月半といった回答が半数以上を占めていて、意味が全然ないと言っているわけではない。しかも、意義がないという主な理由について、検察がやっている選択型実務修習ではなく、分野別実務修習の方でやるべきだという回答は、ある意味むしろ重要だと言っている結果であり、回答が少し錯綜してしまっているという印象は持っている。選択型実務修習をやめろと言っているわけでもない。そういう意味で、検察が提供できる選択型実務修習というのはある程度限られていて、さらに、通常の方針別実務修習のほうの期間が短いと感じていることと相まって、こういうものが出ているのかもしれない。

(小林(宏)幹事)

今の点に関連して、ワーキング・グループでも、いろいろ選択型実務修習についての話が出たが、やはり民事と刑事で多少は肌合いが違うような感じもした。というのは、民事については、例えば民事裁判の場合、執行、保全、倒産、それから行政部、医療部、知財部といった特殊部等、様々なメニューが提供されており、そういうのを複数取っているという修習生もいる。弁護士会の方でも、様々なプログラムを提供していると思う。他方で刑事については、法廷実務がどうしても中心になりがちなところがあるので、そのあたりの見え方の違いもあるのかもしれないという印象を受けた。

(高橋委員長)

導入起案で教官が実務修習庁会に出張して講評をすることについて、私は、それはそれなりにうまくいっている、効果はあると思っていた。修習生を1か所に集めてやった方がもっといいという意見もわからないこともないが、その辺はどうか。今の制度がそんなに致命的に悪いのかという問題設定かもしれないが。

まだいろいろと御意見はあると思う。委員長として検察アンケートに批判的

なことを種々申ししたが、結局、検察アンケートから一番感じるのは、とにかく修習期間が短過ぎる、2 か月は短いという悲鳴だというのはよくわかる。そして、そうした意見は、従前弁護士会から随分出てきたもので、弁護士会は、ようやく落ち着いてきたのに、検察は、1 周遅れか、1 周先かもしれないが、出てきたという印象は持っている。我々は、これから制度設計をしていくわけであるが、また修習期間が昔のように2 年に戻ることになれば、それで多くの問題が解消する。しかし、それはそうでないという前提のもとで、多少の幅はあるのかもしれないが、大体1 年ぐらいと考えた上で、どう作っていくかということこれから考えていかなければいけない。また、法科大学院に対する批判も強いわけで、これは法科大学院関係者として考えていかなければいけない。

ヒアリング結果の方が、何となく私のイメージには合う。70 人いると、三、四人はおぼつかないということであったが、この辺は確かにそうだろうという気はする。それを世間では、70 人のうち何か四、五十人いるような雰囲気語られている、あるいはマスコミが語っているような気もしている。

(井窪委員)

今、委員長が言われたことに異を唱えるわけではないが、特に不出来な人をすくい上げるという観点で制度設計をする必要はない。司法修習の中核は分野別実務修習にあるので、2 か月に短縮された分野別実務修習をいかに効率的に実効性のあるものにしていくか、そのためにはどうすればいいかということであり、何人か特に出来の良くない人がいるから、その人のためにどうするというような視点とは少し違うと思う。もちろんそういう前提でおっしゃったと思うが、念のために一言申し上げる。

(高瀬委員)

一つは、修習期間に関しては短いという話がずっと出ていて、弁護に関しては、少し落ち着いているのではないかという話だが、そう決めつけてはいけ

ないのであろうが、法科大学院での教育ができるから修習期間の短縮が可能という前提で短縮になっていると思う。そうすると、検察に関しては、法科大学院での教育では分野別実務修習が短縮できないのかということになってくると思う。もしそうだとすると、それはもう無理だという話になるから、少し検討しなければならないということがやはり一番大きな問題だと今日は思った。

もう一点は、先ほどから出ているように、やっぱりどの集団でも40人に1人ぐらいは、もうどうしようもない人が必ずいるということは知られているので、妥当な数字が御意見としては出ていると私は思っていた。それ以外の方々がきちんとやればよいということでは、教育プログラムは組めない。

(神村幹事)

検察修習のアンケート結果も、法科大学院では意味がないということは示してなくて、結局、先ほども申し上げたが、要するに修習が終わった時点で足りていないところを、どのくらいの期間追加すればやれるかと問うと、「1週間未満」、「1～2週間程度」、あるいは「2～3週間程度」といった回答で半分以上になる。法科大学院でやっていることがあるから、そのくらいの追加期間で足りるという話になっていると理解している。

(高橋委員長)

この委員会の外のことだが、近い将来、法科大学院そのものも変わっていくであろう。そうすると、検察官派遣のない法科大学院も減っていくだろうとは思いますが、そのあたりも含めて、いろいろ我々司法修習委員会としては修習の在り方を考えていかなければいけないということだろうと思う。

今日はいろいろと御意見をいただいた。そして、裁判所、弁護士会、検察庁、それぞれのアンケートから興味深い結果が出てきたが、導入段階の教育の在り方をはじめとして、修習全体にわたって、様々な問題がないとは言えない

ということについては、そのとおりだろうと思う。そして、そういう点から考えると、司法修習を所管している司法研修所が、この点について十分な問題意識を持つことが多少欠けていた面もあろうかと思われる。本日、各委員、幹事から様々な御指摘をいただいたが、司法研修所においては、本日の委員会での各意見を踏まえつつ、引き続き、幹事の協力を得て、ワーキング・グループでの議論を重ねながら、導入段階の教育の在り方をはじめとする諸問題について、適切に検討を行い、問題に対する取り組みを具体的に示してもらおうようお願いしたい。

(4) 今後の予定について

次回の司法修習委員会の日程は、現在調整中であり、追って御案内する。

(以上)